

京都市農林振興施設指定管理者選定委員会設置要綱

(令和8年4月30日決定)

(設置)

第1条 産業観光局農林振興室が所管する公の施設に係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年3月31日京都市条例第59号）第16条に規定する委員会として、京都市農林振興施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、産業観光局農林振興室が所管する公の施設の指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員会の設置後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号に係る事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業観光局農林振興室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。